

平成27年第2回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成27年2月10日(火)

午後1時30分開会

開催日時	平成27年2月10日	開会 1時30分 閉会 3時06分	
場 所	小金井市役所第二庁舎 801会議室		
出席委員	委員 長 鮎川志津子 委員長職務代理者 福元 弘和 委 員 渡邊 恭秀	委 員 岡村理栄子 教 育 長 山本 修司	
欠席委員			
説明のため出席した者の職氏名	学校教育部長 天野 建司 生涯学習部長 西田 剛 生涯学習課長 石原 弘一 庶務課長 関 次郎 学務課長 鈴木 剛 指導室長 河合 雅彦	図書館長 上石 弘美 公民館長 前島 賢 指導主事 平田 勇治 指導主事 丸山 智史 庶務係長 中島 良浩	
調 製	中島 良浩		
傍聴者人数	1名		

日程	議 題	
第1		会議録署名委員の指名
第2	議案第3号	教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定依頼について
第3	議案第4号	教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定依頼について
第4	議案第5号	小金井市教育委員会事務局等職員給与条例等の一部を改正する条例の制定依頼について
第5	議案第6号	小金井市教育委員会事務局等職員給与条例の特例に関する条例の制定依頼について
第6	議案第7号	小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について
第7	議案第8号	小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例施行規則を廃止する規則について
第8	議案第9号	小金井市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について
第9	代処第1号	小金井市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則の代理処理について
第10	協議第1号	小金井市文化財指定の諮問について
第11	協議第2号	東センターの事業運営等について
第12	報告事項	1 インフルエンザ発生状況について 2 アナフィラキシー対応ホットラインについて 3 小金井市立小・中学校連合作品展について 4 第6回中学生「東京駅伝」大会について 5 平成26年度小金井教育の日について 6 平成26年度成人の日記念行事について 7 第27回多摩郷土誌フェアについて 8 第11回野川駅伝について 9 その他 10 今後の日程
第13	議案第10号	校長・副校長の任命（転任・新任）に係る内申について
第14	代処第2号	職員の分限処分に関する代理処理について

第15	代 処 第 3 号	職員の分限処分に関する代理処理について
-----	-----------	---------------------

鮎川委員長 皆様、こんにちは。
ただいまから、平成 27 年第 2 回小金井市教育委員会定例会を開会する。
日程第 1、会議録署名委員の指名。本日の会議録署名委員は、渡邊委員と岡村委員にお願いする。

(委員一同異議なく、上記 2 名が選出された。)

鮎川委員長 これから順次議題とするところであるが、審議の効率化を図るため、日程第 2 から日程第 4 を一括して議題とする。
なお、採決については、それぞれ別個に行うこととする。これにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

鮎川委員長 ご異議なしと認め、そのように決定する。
日程第 2、議案第 3 号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定依頼について、及び日程第 3、議案第 4 号、教育長の勤務時間等に関する条例の制定依頼について、及び日程第 4、議案第 5 号、小金井市教育委員会事務局等職員給与条例等の一部を改正する条例の制定依頼についてを一括議題とする。
提案理由を説明願う。

山本教育長 提案理由について、ご説明する。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の服務及び給与に関する規定を整備する必要があるため、本案を提出するものである。
細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

関庶務課長 それでは、議案第 3 号、議案第 4 号及び議案第 5 号、以上 3 件については関連するものであるので、一括で説明させていただく。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法

律、以下「改正法」と呼ぶが、平成27年4月1日から施行されることに伴い、関係する条例を整備するものである。

このたびの改正法により設置される教育長は、特別職としての身分となるため、給与や服務関係について整備するものである。

まず、服務関係である。議案第3号の教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定依頼についてであるが、改正法により設置される教育長は特別職であり、地方公務員法の適用となる一般職の職員とは異なり、服務に関する規定が適用されないこととなるが、改正法の第11条第5項において、職務専念義務等の規定が定められていることから、このたび新たに制定するものである。

内容については、一般職である私たちとほぼ同じ内容であり、私たちの職務専念義務についての規定である職員の職務に専念する義務の特例に関する条例に、ほぼ準じたものである。

続いて、議案第4号教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定依頼についてである。今、議案第3号で教育長に対する職務専念義務等を条例で規定することに鑑み、教育長の休暇等の勤務形態について規定する必要があることから、これも新たに制定するものである。

内容については、一般職である私たちと同じ内容であり、私たちの勤務時間等についての規定である職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に準じた内容のものである。

次に、給与関係である。議案第5号の小金井市教育委員会事務局等職員給与条例等の一部を改正する条例の制定依頼についてである。現在、一般職としての身分を有する教育長の給料、旅費、退職手当については、それぞれ教育委員会事務局等職員として条例で規定されているが、このたびの改正法により、教育長が特別職となることに伴い、給料、旅費、退職手当について、文言削除等の一定整理を行うものである。給与、服務関係の内容については、新旧対照表でそれぞれ示しているとおりである。

なお、今申し上げた議案第3号、4号、5号について、これら教育長の服務関係及び給与関係の条例については、改正法附則第2条第1項により、この法律の施行の際、現に在職する教育長は、その教育委員会の委員としての任期中の限り、なお従前の例により在職することとしたことと定められていることから、小金井市教育長、山本教育長については、任期が平成27年9月30日までであるの

で、その任期中については、改正前の条例が適用されるものである。
雑駁ではあったが、説明は以上である。

鮎川委員長 事務局の説明が終わった。何かご質問、ご意見はあるか。

渡邊委員 4月から新教育法が施行されるわけだが、小金井の場合は、10月1日から新しい教育長となる予定だと思うが、それに関する条例の整理ということか。

関庶務課長 法律の改正自体については、4月1日からになる。ただ、今最後に申し上げたとおり、特に教育長の関係については、改正の附則第2条第1項により、現に在職する教育長については、その任期を全うしてから新たな法律が適用されることになる。小金井市の場合は、山本教育長の任期が平成27年9月30日までであるので、4月1日になって突然この条例が適用されるのではなく、一般職としての山本教育長の任期をまず全うしていただいて、その後、10月に新たに教育長、新教育長と呼ばせていただくが、ことしの10月1日から、新たな教育長に関しては今申し上げた条例等が適用されることになる。

市によって教育長の任期切れの時期がまちまちであるが、小金井の場合は、ことしの9月30日までは今の現体制のままでいくということである。以上である。

鮎川委員長 よろしいか。

渡邊委員 わかった。

鮎川委員長 ほかにご質問、ご意見はあるか。よろしいか。

以上で質疑を終了する。これから採決を行うところだが、採決については、案件ごとに1件ずつ行うこととする。

それでは、お諮りする。議案第3号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定依頼については、原案どおり可決することにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

鮎川委員長 ご異議なしと認める。本案は原案どおり可決することと決定した。
続いて、お諮りする。議案第4号、教育長の勤務時間等に関する
条例の制定依頼については、原案どおり可決することにご異議ない
か。

(委員一同異議なしの声)

鮎川委員長 ご異議なしと認める。本案は原案どおり可決することと決定した。
続いて、お諮りする。議案第5号、小金井市教育委員会事務局等
職員給与条例等の一部を改正する条例の制定依頼については、原案
どおり可決することにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

鮎川委員長 ご異議なしと認める。本案は原案どおり可決することと決定した。
私たち教育委員も研修を何回か受けてきたが、制度改革や法の改
正については、まだまだ勉強し続けていかなければいけないと思っ
ているので、引き続きよろしく願います。

次に、日程第5、議案第6号、小金井市教育委員会事務局等職員
給与条例の特例に関する条例の制定依頼についてを議題とする。提
案理由の説明をお願いします。

山本教育長 提案理由について、ご説明する。

本市における財政状況を踏まえ、さらなる行財政改革の推進を図
るといふ教育長としての姿勢を明確にするため、本案を提出するも
のである。細部については担当から説明するので、よろしくご審議
の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

関庶務課長 議案第6号については、先ほどご審議いただいた議案第3号、4
号及び5号とは根拠を異とし、いわゆる教育委員会制度改革による
ものではなく、本市における財政状況を踏まえ、さらなる行財政改
革を推し進めるといふ教育長としての姿勢を明確にするために、現
行の給料から5%減額するという提案である。

なお、本特例条例については、山本教育長の任期である平成27

年9月30日をもってその効力を失うものである。

説明については、以上である。

鮎川委員長

事務局の説明が終わった。何かご質問、ご意見はあるか。
よろしいか。

小金井市のために、教育長先生がみずからの給料を減額なさると
いうことである。特にご質問はないか。

では、質疑を終了する。それではお諮りする。議案第6号、小金
井市教育委員会事務局等職員給与条例の特例に関する条例の制定
依頼については、原案どおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

鮎川委員長

異議なしと認める。本案は原案どおり可決することと決定した。
可決するのが申しわけないようだが、よろしく願います。

次に、日程第6、議案第7号、小金井市私立幼稚園等園児保護者
補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼につ
いてを議題とする。

提案理由の説明をお願いします。

山本教育長

提案理由について、ご説明する。

東京都が定める私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金
交付要綱の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため本案を
提出するものである。

細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご
議決賜るようお願い申し上げます。

鈴木学務課長

それでは、学務課提出議案第7号、小金井市私立幼稚園等園児保
護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼
について、ご説明申し上げます。

東京都の保護者補助金交付要綱の一部改正に伴い、就学義務猶予、
または免除された児童も対象とするため整備を行うものである。議
案第7号資料の新旧対照表を見ていただきたい。

現行条例第2条第6号に、「イ 学校教育法第18条の規定によ
り保護者が就学させる義務を猶予または免除された者」を規定に加

えるものである。これは学校教育法第18条の定めにより就学させる義務を猶予または免除された保護者の子が、私立幼稚園等、または私立の保育所型認定こども園、もしくは地方裁量型認定こども園に通園している場合には、これらのものを含めることができるものである。

施行期日は、交付の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものである。

以上である。

鮎川委員長 事務局の説明が終わった。何かご質問、ご意見はあるか。
よろしいか。
これは、今までのイの方が救済されるという理解でよいのか。

鈴木学務課長 そうだ。就学義務猶予、免除というものが、そもそも病弱とか発育不全とか、そういったやむを得ない事由のため就学困難な場合の方ということで、認められる場合にというものを追加するということであり、今までは、病弱とか発育不全など特別な事由により就学免除を受けている方で幼稚園に通っている、そういう部分が制度上入っていなかったが、そういったところを加えるということである。

鮎川委員長 わかった。
特にご質問等はないか。では、質疑を終了する。
それではお諮りする。議案第7号、小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼については、原案どおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

鮎川委員長 異議なしと認める。本案は原案どおり可決することと決定した。
次に、日程第7、議案第8号、小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例施行規則を廃止する規則についてを議題とする。
提案理由について、説明をお願いします。

山本教育長 提出理由について、ご説明する。子ども・子育て支援新制度に伴

い、私立幼稚園に関する事務が子ども家庭部保育課に事務移管されるため、小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例施行規則を廃止する必要があるため、本案を提出するものである。

細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

鈴木学務課長 それでは、学務課提出の議案第8号、小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例施行規則を廃止する規則について、ご説明申し上げます。

平成27年4月1日から子ども・子育て新制度が施行されることに伴い、幼稚園関連事業を子ども家庭部保育課に移管することから、規則を廃止するものである。

なお、新しい規則については、子ども家庭部保育課で作成することになっている。施行期日は平成27年4月1日からというものである。

以上である。

鮎川委員長 事務局の説明が終わった。何かご質問、ご意見はあるか。
よろしいか。では、質疑を終了する。

それでは、お諮りする。議案第8号、小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例施行規則を廃止する規則については、原案どおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

鮎川委員長 異議なしと認める。本案は原案どおり可決することと決定した。
次に、日程第8、議案第9号、小金井市立学校事案決定規程の一部を改正する規程についてを議題とする。
提案理由について、説明をお願いします。

山本教育長 提案理由についてご説明する。統計法の一部改正に伴い規定を整備する必要があるため、本案を提出するものである。
細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

河合指導室長　このことについては、統計法の改正に伴い規定が一部変更になったことに伴う一部改正である。
以上である。

鮎川委員長　これは議案第9号の資料を見ればよいのか。この新旧対照表で私たちは理解をすればよいのか。「学校基本調査」という言葉が「学校基本統計」に変わったということか。

中島庶務係長　細部については、基本の統計法で条文がずれたため、まず条文のずれを修正するものと、あとは文言である。委員長が言われたとおりに、「学校基本調査」という表現が「学校基本統計」という文言に変わるという、一部改正である。

鮎川委員長　わかった。
事務局の説明が終わったが、何かご質問、ご意見はあるか。
よろしいか。これは元の法が変わったのだから、変えるということか。

中島庶務係長　そのとおりである。

鮎川委員長　では、質疑を終了する。
それでは、お諮りする。議案第9号、小金井市立学校事案決定規程の一部を改正する規程については、原案どおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

鮎川委員長　異議なしと認める。本案は原案どおり可決することと決定した。
次に、日程第9、代処第1号、小金井市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則の代理処理についてを議題とする。
提案理由の説明をお願いします。

山本教育長　提案理由についてご説明する。小金井市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委

員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定に基づく代理処理をしたことについて、同条第2項の規定により、そのご承認を求めらるるものである。

細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご承認賜るようお願い申し上げます。

関庶務課長

それでは説明する。本市の奨学資金の運営等については、市長の諮問機関である奨学資金運営委員会によりご議論いただき、市長へ答申され決定されるものであるが、このたびの奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則については、奨学資金運営委員会において、27年度の奨学資金の運営をご審議いただき、決定した内容について反映させたものが主な改正内容である。

まず、概要を説明する。より多くの応募をいただけるように、現行4月の1カ月間募集期間で、5月を選定期間と定めているところを、募集期間を1カ月延長して2カ月間とし、選定期間を5月から1カ月先延びて6月に変更しているものが主なものである。

それでは、新旧対照表を見ていただきたい。1ページ目である。改正規則の第2条2項として、出願する人の世帯の所得状況を確認するための本人同意については、改めて規則に盛り込んだものである。

続いて、出願時期をうたっている第3条について、4月1日から4月30日までとしていたものを、5月31日までとした。

続いて、2ページを見ていただきたい。奨学生の選定期間をうたっている第4条については、出願期間が1カ月延びたことにより、現行5月中を、6月1日から6月30日までという6月中に変更するものである。

選定結果通知書及び誓約書についてうたっている第12条については、その第2項において、通知の迅速化を図るために、選定について本人に通知し、あわせて学校長にも通知することとしている。奨学金廃止の通知についてうたっている第13条においても、同じく通知の迅速化を図るために、選定について本人に通知し、あわせて学校長にも通知することとしている。

続いて、3ページを見ていただきたい。奨学金の支給、廃止の始期をうたっている第14条については、事務の実態に合わせた改正をしている。

なお、現行で奨学資金請求書の提出を毎月20日までに市長に提出することをうたっていた第15条については、事務の効率化及び奨学生の手続の負担軽減を図ることから、それにかわる代替措置をとっておるため、本項目を削除し、以下の条文については繰り上げるものである。

5ページを見ていただきたい。出願書の書式を一部改正している。出願者の所得状況の確認については、出願者本人だけでなく、本人を含めた世帯全体の所得状況の確認が必要なことから、個人情報の利用について、世帯全員の同意を得ることについてより明確化するために、5ページの下であるが、改正書式において、世帯全員の同意の署名欄を新たに設けたものである。

6ページを見ていただきたい。誓約書の書式についてである。本人及び保証人の押印欄を削除した。申請人等へ押印を求めている書式において、自署等による代替措置が可能なものについてはなるべく廃止するという全庁的な流れから、このたび他の改正とあわせて押印欄についても廃止したものである。

説明については、以上である。

鮎川委員長

事務局の説明が終わった。何かご質問、ご意見はあるか。

福元委員長
職務代理者

奨学資金運営委員会に出た者として、全体の空気をお伝えすると、やはりこの制度が周知されることが大変大事だろうという声が多かった。この一部改正はできるだけ多くの人に応募の機会を得られるよう配慮していくことにつながる。そういう意味からも、出願の締切が先へ延びるといえることはいいことかと思う。

運営委員会では他の自治体の動向から奨学金の制度そのものの存続が大変大きな話題となった。今、小金井市は教育委員会が頑張っているからか、市が頑張っているからか、この制度を残してくれているわけである。そんな状況の中での制度であるからこそ、奨学資金を希望する子どもたちが、できるだけ多く応募でき、そして、この制度を上手に活用してもらいたい。小金井市の苦しい財政の中で頑張って残してくれているこの制度を有効に市民に生かしてもらおうという点から考えると、周知しやすくなるからいいのではないかと思う。この奨学資金については、この制度を大事にして残していくことができると願っている。これは感想である。

鮎川委員長 ほかにご質問、ご意見、感想等はあるか。
渡邊委員、お願いします。

渡邊委員 下の部分に本人、それから保証人の欄があるのだが、ということは、これは借りたものを返す必要があるのか、責任が生じるという意味か、保証人をつけるということは。

中島庶務係長 渡邊委員ご指摘の保証人というのは、そもそも小金井市の奨学資金については、給付型ということで、返却の必要がない制度である。
ここで保証人とあるのは、例えば受給資格が、小金井市民の方が対象なので、申し込み当時、小金井市にお住まいであった方が、受給途中で市外に転出していたとかいう場合は市外に転出した時点から奨学資金の支給の対象から外れるので、もしそれを市にお知らせを忘れてしまって受給を続けた場合、市外転出以降の奨学資金については返却いただく必要がある。

そういった場合、この奨学資金は学生本人の名義の銀行口座に振り込ませていただいているので、基本的には学生ご本人様に返却のお願いをするのだが、それが手続上、難しい場合、保護者の方、保護者相当の方に保証人になっていただくことにより、その方にご請求すると場合の保証人である。

渡邊委員 わかった。

鮎川委員長 よろしいか。小金井市の奨学金は給付型ということで、素晴らしい特徴であるので、貸与ではない。

ほかによろしいか。福元委員が先ほどおっしゃっていた、今まで、できるだけ多くの方に周知をとのことで、4月の忙しい時期から5月末まで1カ月間延びたことにより、多くの方々に応募していただけるようになると思っている。事務の効率化は職員の方にとっても、利用される市民の方にとっても大歓迎だと思うので、どんどん進めていただきたいと思います。

それでは、質疑を終了する。

お諮りする。代処第1号、小金井市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則の代理処理について、承認することにご異議は

ないか。

(委員一同異議なしの声)

鮎川委員長 ご異議なしと認める。本件については承認することと決定した。
次に、日程第10、協議第1号、小金井市文化財指定の諮問についてを議題とする。
提案理由について説明願う。

山本教育長 提案理由についてご説明する。
小金井市文化財保護条例第41条の規定により、小金井市の文化財として指定したいので、本案を協議するものである。細部については、担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご協議賜るようお願い申し上げます。

石原生涯
学習課長 今回、協議をお願いする文化財指定の案件については、いずれも江戸東京たてもの園内に昭和29年から平成3年まで、以前、武蔵野郷土館と呼んでいた時代であるが、その時代に移築され、長い年月、小金井市民にも親しまれてきた建物を指定したいというものであり、去る11月5日には文化財保護審議会の委員の皆さんに現地の視察も行っていただいているところである。

今回協議をお願いする物件については、1番として、吉野家の住宅ということで、指定する区分は有形文化財（建造物）である。こちらについては、所有者が東京都の江戸東京たてもの園を所管する生活文化局になる。吉野家住宅については、江戸時代の後期に建設されたもので、昭和38年に復元されたものである。

指定の理由としては、三鷹にあった名主の家と呼ばれていたものであるが、江戸東京たてもの園に移築され、多摩の上層農家の住宅として貴重な物件ということで指定をしていきたいと考えているところである。次のページ以降に図面や写真があるので、後ほどご参照いただければと思う。

それから、2つ目の物件としては、天明家住宅。こちらも建造物であって、こちらは主屋1棟と、附属で2棟の建物が附属しているものである。所有者は同じく東京都であり、江戸時代後期に建てられた豪農の家ということであり、江戸時代の豊かな豪農の暮らしぶ

りを今に伝える物件として貴重なものと考えているところである。同じく裏面に図面と、それからめくっていただいて、写真を添付している。

最後の物件として、奄美の高倉、こちらも市指定の有形文化財（建造物）として指定していきたいと考えているところである。こちらも所有者は東京都である。こちらは昭和35年に復元されたものであって、もとは鹿児島県の奄美大島宇検村田検にあったものを移築したものであり、現在の西東京市にあった民族学博物館に移築された後に、昭和35年に武蔵野郷土館に再移築され、平成3年に江戸東京たてももの園の開設時に現在の場所に曳屋したものである。こちらは奄美地方の高倉の形式として貴重なものということである。裏面に図面と、次ページに写真を添付しているのでご参照いただきたいと思う。

説明は以上である。

鮎川委員長 事務局の説明が終わった。ご質問、ご意見はあるか。

山本教育長 確認であるが、指定することにより財政的な負担はどうか。

石原生涯
学習課長 通常、民間所有者の市内の文化財などについては、市が文化財であることを示す銘板のようなものを市の予算で貼付しているところであるが、本件については、東京都が所有する物件であるので、そういった文化財を明示する看板などについては、東京都及び江戸東京たてももの園で明示するということである。

山本教育長 では、全くかからないということで。

石原生涯
学習課長 そうである。あと、維持補修費についても、民間の場合だけ補助制度があるが、公の所有については補助制度は適用しないということであるので、所有者のほうで維持管理についても行っていただくことになる。

それから1件ご報告であるが、同じく江戸東京たてももの園内で、前川國男邸という木造の建築物があって、こちらのほうも今月中に東京都の教育委員会の文化財指定がされる見込みとなっているので、あわせてご報告させていただく。

鮎川委員長 それはもう既に市の文化財には指定されているものか。

石原生涯
学習課長 文化財の指定については、それぞれ国、東京都、市が同時に指定することはあり得ない文化財保護法の仕組みになっており、市の指定しているものを東京都が指定する場合には、市の指定を外して東京都が指定することになっているので、ちなみに前川國男邸は今まで何の文化財の指定もかかっていなかったものについては、初めて東京都が指定するものである。

鮎川委員長 ほかにご質問、ご意見はあるか。

 以上で質疑を終了する。

 お諮りする。協議第1号、小金井市文化財指定の諮問については、ただいまの協議結果を踏まえ、小金井市文化財の指定について諮問することとしたいと思う。これにご異議はないか。

 (委員一同異議なしの声)

鮎川委員長 異議なしと認める。よって、協議第1号、小金井市文化財指定の諮問については、文化財保護審議会に諮問することと決定した。

 次に日程第11、協議第2号、東センターの事業運営等についてを議題とする。

 提案理由について説明願う。

山本教育長 提案理由についてご説明する。

 図書館、公民館のより一層のサービス向上のための業務の見直しについて協議を求めるものである。細部については担当から説明するので、よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

前島公民館長 私から、まず図書館・公民館複合施設である東センターの事業運営について概要をお話しさせていただく。

 本件については、平成26年11月11日及び平成27年1月13日に開催された本委員会において、図書館・公民館業務の見直しについてという議題の中で、東センターに係る事業運営の見直しについて、図書館協議会と公民館運営審議会にそれぞれ諮問を行い、

答申をいただいた旨の報告をさせていただいた。その際、見直しの開始時期については、適宜報告させていただくこととなっていたが、結論として平成27年8月とさせていただきたいと考えている。

さて、従前の説明とかぶるところもあり、ご容赦いただきたいと思うが、図書館及び公民館では図書館サービス及び公民館業務の見直しを検討し、市民同士の信頼関係の醸成、市民協働・公民連携の深化、より一層の市民の利便性向上を図るため、NPO法人市民の図書館・公民館こがねいによる東センターの委託について、図書館協議会、公民館運営審議会に諮問した。それぞれ12月に答申をいただいております、委託の方向性については、先般ご説明させていただいたように、留意事項等はあるものの、おおむねとされているところである。そこで検討の結果、この答申を尊重し、次のように考えをまとめさせていただいた。

まず、東センターをNPOに委託する効果として、図書館・公民館双方に言えることではあるが、資料のほうだと、図書館は2ページ、公民館は6ページに書いている。1、貫井北センターのノウハウを生かした運営。図書館・公民館の連携による事業の拡大など、新たな発想による事業展開、専門的なスタッフによる市民サービスの拡大、そして市民による経営・運営と、市民である利用者との対等の立場による事業展開に基づく市民同士の信頼関係や行政との市民協働・公民連携の深化に基づく信頼関係により期待ができる社会教育活動の充実、直営館とNPO法人が互いに刺激し合い、切磋琢磨する機会向上による相乗効果による社会教育行政への意識向上と市民サービス向上を大きな利点として掲げていく。

さらに市民サービスの向上とともに、財政面でも特に顕著な効果があるのが図書館で、直営形式では多くの一般財源を要する開館時間、開館日の拡大が効率的に図れることである。少ない財源で年間の開館時間、開館日が大幅に増えることになり、市民の利便性が格段に向上する。

次に、東センターの事業運営の開始時期であるが、図書館協議会、公民館運営審議会の答申において、共通して指摘されているのが、丁寧な利用者等への説明である。図書館・公民館とも、東センターの利用者懇談会を開催し、その結果を踏まえ、答申をいただいたが、特に公民館は今後かかわっていく、東分館の利用者の方々への説明を丁寧に行うことによって、今まで築き上げてきた公民館と利用者

間の信頼関係をより高めていく機会ともなる。また、図書館も同様に、利用者への説明についても十分な説明をするように指摘されているところである。

こういったことを勘案し、市民、利用者に丁寧に周知する時間、さらにNPOとも丁寧に調整する時間を考え、円滑な事業運営を開始するために、先ほど説明させていただいているように、8月からNPOによる東センターの事業運営を開始することとし、精力的に取り組んでまいる。NPO執行部とは本件に関し、お話をしているところであるが、さらに市の状況等も段階に応じて提供し、8月からの東センターのNPOによる運営開始を行っていくため、連絡を密にして丁寧に調整してまいる。

上石図書館長 では、移動図書館車運行廃止及び西之台図書室拡充に向けて概要をお話しさせていただく。こちらも従前の説明と共通するところがあるがご容赦いただきたい。資料としては3ページをごらんいただきながらお聞きいただきたい。

図書館では昨年4月に貫井北分室が開館したことによって、図書館施設がほぼ市内全域に整備されたことで、移動図書館車を廃止することを考えた。同時に全体の図書館サービスの見直しとして、西之台図書室のサービス拡充についても、先ほどの東センターの委託同様、図書館協議会に諮問し、先般ご説明させていただいたように、留意事項等あるものの、おおむね了とされているところである。

そこで検討の結果、答申を尊重し、次のように考えをまとめさせていただいた。移動図書館車運行廃止及び西之台会館図書室拡充についてである。昭和62年から長きにわたり移動図書館車を運行してきたが、図書館施設がほぼ市域全域に整備されたことや、現在の移動図書館車の利用状況、他市との相互協力等の状況を踏まえ、一定の役目を果たしたと考え、廃止させていただく。また、坂下地域唯一の図書館機能を有する施設である西之台会館図書室についても、現在まだ十分な運営内容とは言いがたい施設だった。今後、開館時間、開館日の拡大をはじめ、市民サービスの拡大、利用者の利便性を図っていきたいと考えている。

最後に移動図書館車の廃止及び西之台会館図書室のサービス拡充の開始時期についてである。移動図書館車は今年度末、平成27年3月末日をもって廃止とし、西之台会館図書室拡充については、

同年4月開始とするため、精力的に取り組んでまいり。

以上で説明を終わる。よろしく願います。

鮎川委員長 事務局の説明が終わった。ご質問、ご意見はあるか。
渡邊委員、願います。

渡邊委員 前回、貫井北センターの高評価ということで、それを受けて東センターも業務委託するという話であるが、期日についての8月ということについて、もう一度詳しく説明いただきたい。

前島公民館長 まず、今委員がおっしゃられたとおり、貫井北センターの運営が順調であること、また市民協働の場の拡大と、市民サービスの向上になるということから、4月実施という方向性を定めてまいった。一刻も早く良好なサービスを楽しんでいただきたく、4月に委託開始したいという思いはあるところであるが、一方で利用者等に市や教育委員会の考え方やメリットなどもより丁寧に説明を尽くして、ご理解いただき、今後とも安心して東センターを利用させていただく必要があると考えた。市民利用者に、先ほども申し上げたところであるが、丁寧に周知する時間、さらにNPOとも丁寧に調整する時間を考え、円滑な事業運営を開始するために、先ほど説明をさせていただいているように、8月からNPOによる東センターの事業運営を開始することとした。

以上である。

鮎川委員長 いかがか。よろしいか。
ほかにご質問、ご意見、その他。
岡村委員、願います。

岡村委員 今の市民説明ということであるか。延ばした分は、どのようにして説明するのか。説明会などを開催するのか。

前島公民館長 まず、利用者懇談会、公民館については、現在考えているのは、2月に2回、3月に2回を予定している。また、4月以降、7月までおよそ毎月、月1回から2回程度想定しているところである。
また、懇談会等を出していただいた意見については、反映できる

ものは、運営に反映させていきたいと考えているところである。また、具体的な開催日、スケジュールについては、今後、東センターへのポスターの掲示など、またホームページ、後半の時間的に間に合うものについては市報などで周知しながら実施していきたいと考えている。

以上である。

上石図書館長 図書館も説明会と懇談会等を考えている。2月の後半には図書館の関係団体といいまして、多くは地域・家庭文庫の文庫さん、それと関係団体をお呼びして説明会を開かせていただく。また、利用者向けには3月の後半に2回ほど、開催する予定で、そちらは市報が間に合うかと思うので、市報及び図書館のホームページがあるので、そちらに掲載し、周知をさせていただく。先ほど申し上げた関係団体については文書で発送する。あと、4月以降については、やはり公民館同様、丁寧な説明を考えているので、また追って市報等で周知させていただきたいと思っている。

以上である。

鮎川委員長 福元委員、お願いします。

福元委員長
職務代理者 説明の中で、西之台会館図書室は面積が狭かったり、必ずしも十分でないけれども、利用者は非常に多いということが3ページにも書かれている。また説明の中でもそういう意味の説明があった。その説明の中で、「今後、拡充していきたい。」ということがあったが、どういう拡充を考えていらっしゃるのか、そここのところを教えてください。

上石図書館長 現時点での方向性としてお答えさせていただく。現在、狭い図書室であるが、平日、月、火、木、金の午後1時から5時だけの開館であった。それを昼休みも開館して、午前10時から午後5時までとする。そうすると1日3時間増えることになる。土日については、現在、午前10時からお昼まで、そして1時間お休みをいただいて、午後1時から5時までであったが、それをお昼休みの時間を開館することによって1時間増えることになる。また、休館日については、毎週水曜日と第1金曜日と祝日をお休みさせていただいていたが、

その休館日を第2、第4水曜日と祝日に変更をさせていただきたいと考えている。

そうすると年間時間数で、試算であるが860時間増えて、現在の1.67倍に増えることになる。日数でいうと34日間増える。こちらは1.12倍になる。そして今後、蔵書数、総数は増やすことは不可能であるが、蔵書の中身の刷新等、予算が絡むが、そういったサービス拡充に努めていきたいと考えている。

以上である。

鮎川委員長 よろしいか。

福元委員長 ぜひその方向で頑張ってくださいと思う。
職務代理者

鮎川委員長 私も坂下の住民であるので、お願いする。
ほかにご質問はあるか。

私から一つ伺ってもよいか。移動図書館廃止という話は前回の1月も、昨年も伺っていた。利用者が減っているという話も聞いているが、これまで年間どの程度の予算を必要としていたのか。

上石図書館長 移動図書館車の車と運転手さんの委託料であるが、年間764万7,000円かかっていた。そのほかに、消耗品費、雑誌のデータの入力委託料、図書標本類ということで、合わせると、26年度の予算で887万円になっている。

鮎川委員長 わかった。そうであるか。利用者の方がゼロでない限り続けていただきたいという思いはあったが、ただ、減っている中で大きな予算がかかっていたということなので、廃止もやむを得ないということである。今、金額を聞いてわかった。

ほかにご質問、ご意見等はあるか。

私たち教育委員は昨年度から東センターについての話はずっと伺ってまいり、私たちもいろいろ調べてきた。そして前回の教育委員会で答申内容についてもご説明いただき、私たちも考えてまいった。最終的に今回新たに変更となったのは、時期が8月からということで、これは今までご説明いただいたように市民の方、関係団体

の方などに丁寧な説明をし、そしてその説明をするだけでなく、そこから出てきたご意見も可能な限り受け入れていくという話もあった。これはいたずらに急ぐのではなく、時間をかけてじっくりとよいものをとというお考えという理解でよいか。

前島公民館長 はい。

鮎川委員長 ほかに皆様、ご質問、ご意見等はあるか。よろしいか。

それでは、以上で質疑を終了する。

お諮りする。協議第2号、東センターの事業運営等については、ただいまの結果を踏まえ、承認することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

鮎川委員長 ご異議なしと認める。本件については、原案のとおり承認することと決定した。

次に、日程第12、報告事項を議題とする。順次、担当から説明をお願いします。

鈴木学務課長 それでは、報告事項1のインフルエンザ発生状況についてご報告を差し上げる。市立小・中学校長宛てに平成26年9月11日付け事務連絡で、インフルエンザ感染拡大防止のための周知の協力についてお願いし、12月22日付けインフルエンザの流行注意発表に伴う予防及びまん延防止策の徹底について通知させていただいた。

東京都では、1月7日にインフルエンザの流行警報を発令した。小金井市立の小・中学校においても、12月9日を初発にインフルエンザ様疾患による臨時休校の報告が相次いでおり、平成27年2月9日時点では7校、21クラス、176人の欠席があった。学校でのインフルエンザの感染拡大は一時期よりは収束したように見えているが、依然として流行が続いている状況である。

感染拡大の防止のため、校長会や学校への通知により、臨時休校の情報を共有するとともに、手洗い、うがい、せきエチケットの励行、換気など、予防についても引き続き周知を徹底しているところである。

学校でこれら感染症が発生した場合、感染拡大をしやすく、教育

活動にも大きな影響を及ぼすことになるので、教育委員会事務局としても、引き続き感染防止対策に努めていく。

続いて、報告事項の2である。アナフィラキシー対応ホットラインに関する覚書の締結についてご報告させていただく。

小・中学校の児童・生徒の学校生活におけるアレルギー症状発生時の対応の体制を強化するため、2月2日付けで公立昭和病院と覚書を締結し、市立小・中学校と昭和病院を結ぶホットラインを開設した。

これまでの経過としては、平成25年11月に、公立昭和病院よりホットラインについての見解が出された。学校現場では、給食の時間帯に学校への連絡がとりにくいという状況があり、近隣の病院との連絡、及び受け入れ体制の整備を進めたいと考えていたところ、小金井市医師会様のご尽力により、近隣病院の受け入れ体制について、近隣病院との連携を軸とした指針をお示しいただいた。また、小金井市医師会様を通じて、公立昭和病院の大場医師より、アナフィラキシー対応ホットラインに関する情報提供をいただいて、医師会の西野医師、及び昭和病院の大場医師と学務課で協議を重ねてきた。

昭和病院とのホットラインについては、アナフィラキシー発生時における対応策について、重症度の判定に迷うケースや緊急時にかかりつけ医と連絡がとれないケースを想定し、昭和病院のアレルギー科専門の医師への直通電話番号をいただくことで、医師に症状をお伝えすることとともに、学校で行うべき応急処置、緊急搬送が必要であるかどうかの判定をしていただくことにより、適切な措置が図れるというものである。

本市における学校給食の食物アレルギー対応は、教育委員会が作成した食物アレルギー対応の基準に基づき実施しており、誤食の防止に努めるとともに、緊急時の対応について、東京都の学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインをもとに、学校で繰り返しシミュレーションを行ってもらうことを学校長会等で周知しているところである。

アレルギーを持つ児童・生徒が増加傾向にあることから、学校における重要課題の1つと認識し、児童・生徒の健康を守るため、今後も学校、医師会等とも連携を図ってまいりたいと考えている。

学務課からは以上である。

鮎川委員長 岡村先生、何か。
願います。

岡村委員 ホットラインはいいシステムだと考える。現在、狛江市と慈恵医大が現在行っている「どうぞちゅうちょしないでお電話を」と狛江の学校の先生方は言われていて、どう対処するのかわからなかったら電話すると、「もう少し30分ぐらい待てば、その症状だったら落ちつく」とか、「連れてきてくれ」、「エピペン打ってくれ」とか、一生懸命勉強してもわからないことがあるので、それを医師の的確な指示があれば処置に進める。結局、エピペンを打っても後反応というのがあるので、必ず医療機関を受診しなくてはならない。アレルギーがそれからどうやって進んでいくか、不明なので非常にいいシステムと思うし、今度、小金井市医師会の学校医会に大場先生を特別会員に入れようとか、いろいろ医師会でも話が進んでいて、少しでも子どもたちを見ている養護の先生、学校の先生が安心して子どもたちを救えるようなシステムをどんどん立ち上げていこうしている。今回はすごく小金井市の動きもよかったし、ほんとによいことだなと思っている。早く決まりよかったと思っている。

鮎川委員長 ありがとう。何かインフルエンザについては。

岡村委員 インフルエンザはほんとにいつも思うが、休校したりして、うちにいてくれとしているのに、結構、皮膚科にもいっぱい来るし、よく他所へ遊びに行っているみたいで困ってしまう。「みんな家において勉強して」と言っても、「今日、休校だから来た」とか言っている。今年のインフルエンザは強烈だと言ったら外へ出るのが減った。休校の意義を考えて、外出をしないで早く流行をおさえて欲しい。

鮎川委員長 そうであるか。学級閉鎖の意味を正しく理解しなくてはならないということである。わかった。

ホットラインについては、学務課の皆様、医師会の皆様、ご協力くださる先生方、ありがたいと思う。よろしく願います。

では、ほかはよろしいか。

報告事項3、小金井市立小・中学校連合作品展について、願います。

する。

丸山指導主事 報告事項第3、平成26年度小金井市小・中学校連合作品展についてご報告する。平成26年1月23日金曜日から1月27日火曜日まで、小金井市民交流センター1階小ホールと地下1階市民ギャラリーにおいて開催した。児童・生徒の日ごろの学習成果の発表や鑑賞を通して、創造活動の能力を伸ばすとともに、広く市民や保護者に教育活動への理解を深める機会とすることができた。

出展作品数は、東京学芸大学附属小金井小・中学校、小金井特別支援学校の児童・生徒の作品を含めて、1,467点である。小学生の作品は、ランプや針金工作、切り絵や木版画など多彩であった。中学生の作品は、自画像やブックジャケット、木彫りや時計、和紙のランプシェード、テーマに基づき創意工夫された絵画作品など、今年度も各学校独自の作品が掲示をされていた。

小・中学生のどの作品も児童・生徒のアイデアや材料の素材を生かした表現力豊かな作品ばかりであった。

来場者は、児童・生徒の工夫を凝らした作品に驚かれたり、感心したりしながら熱心に見入っており、出展された作品を記念撮影する光景も数多く見られた。

報告は以上である。

鮎川委員長 何かご感想等あるか。

よろしいか。たくさんの方がおいでになったということで、良かった。今年、昔のマロンホールの中にはなかった、暗い中でランプが光って展示されている空間がとても好評だった。私も拝見して、よいと思った。

では、続いて、報告事項4、第6回中学生「東京駅伝」大会についてお願いする。

平田指導主事 報告事項第4、第6回中学生「東京駅伝」大会の結果について報告させていただく。

平成27年2月8日日曜日に、味の素スタジアムで、第6回中学生「東京駅伝」大会が開催された。当日は、午前中に女子の競技、午後に男子の競技が行われた。競技では、小金井市の代表選手一人一人が全力で走り抜き、チームのたすきを最後までつなぐことがで

きた。

競技の結果だが、男子チームは50チーム中16位、女子チームは20位であった。どちらのチームも平成24年度の第4回大会と比べ順位を上げるなど、大健闘の結果を残すことができた。

大会当日に向け、選手たちは記録会や練習会を重ねてきた。市内公立、国立、私立の陸上部部活顧問の熱心な指導やNPO法人黄金井倶楽部の協力により、元箱根駅伝出場選手の松村拓希さんの指導を受けることができるなど、選手の体力、技能面、及び精神面の向上が図られた。これらのさまざまな取り組みがよい成績に結びついたと思う。

今後は、中学生「東京駅伝」大会を1つの契機として、小金井市の子どもたちのさらなる体力向上を図っていく。

報告は以上である。

鮎川委員長

寒い中、長い時間皆様お疲れさまであった。ごらんになった感想は何かあるか。

福元委員、お願いする。

福元委員長
職務代理者

地区がたくさんある。出場した地区には小金井よりもずっと多くの生徒数をかかえている。そんな中でそういうところに負けないぐらい小金井の子どもは頑張っってよい成績を残しているという話を耳にした。その通りだと思いながら、心地よく応援できた。よく頑張ったと思う。

鮎川委員長

渡邊委員、お願いする。

渡邊委員

大変いい成績でよかったと思う。目の前を通過して声援が起きると、結構頑張っって抜いていくのである。あれは非常に不思議な現象というか、応援するという事は非常に選手にとっても励みになるということでもいいなと思った。

それで、パンフレットを見ると、これは直接応援とは関係ないのだが、こきんちゃんだけカラーで載っっていて、あと、ケヤキとか、カワセミとか、文字で書いてあったもので、できたら写真を、ほかの市だと写真を載せたり、目立つから。

もう一つ、カメラを持っっていたので、反対側にキャラクターが4

体来ていた。後で調べたら、福生と練馬と稲城と杉並、こきんちゃんがいなかったのだが、50の団体からなぜ4つだけ出ているのかちょっと不思議だった。これは余談だが。

鮎川委員長 教育長先生、いかがか。

山本教育長 まだまだ実力はあると思うので、来年はさらにいい成績を期待したい。できたらベスト10内に入ってくれればうれしい。

鮎川委員長 今年の成績は、過去最高ですばらしかったが、さらにベスト10の敢闘賞を目指してということ。

私、この教育委員会の場で過去に何回ものぼりが欲しいと申し上げてきたが、今年、黄金井倶楽部さんのお力で小金井市ののぼりがたくさん立っていたので、とてもうれしかった。選手たちは、練習のときからどんどん伸びていったのか、それとも当日実力を十二分に発揮できたのか、すばらしい結果だったので、先生方のご指導とともに子どもたちの頑張りを心からうれしく思う。どうもありがとう。

では、続いて、報告事項5、平成26年度小金井教育の日について、お願いする。

丸山指導主事 報告事項第5、平成26年度小金井教育の日について、ご報告する。

平成27年2月4日水曜日、市民交流センター大ホールにおいて開催した小金井教育の日は、学校、保護者、地域の方々がともに小金井の教育について考えることを通して、学校の教育活動の一層の推進を図ることを目的としている。また、学校、保護者、地域が丸となって明日の小金井を担う子どもたちを育てていくためにも、今年度、教育委員会と小金井市教育研究会、PTA連合会の共催で行った。

第1部は、小金井市教育研究会の発表として、小学校家庭科部と中学校数学部が今年度どのようにして研究に取り組み、どのような成果が得られたのかについて、教科の特性を踏まえた発表を行った。

続いて、第2部に、市内の中学校生徒会による意見交流を行った。意見交流のテーマは、「情報化社会の新たな問題を考える SNS、

LINE等の利用について」である。市内の中学校を代表して合計で27名の生徒が壇上に上がり、教員、保護者、学校関係者の前で堂々と自分たちの意見を発表する姿が見られた。出場した中学生らは、最後に山本教育長より温かいご指導を受け、今後の生徒会活動の励みになったことと思う。

第3部は、「子どもたちの心の危機を乗り越える 道徳の教科化の動きとこれからの教育」というテーマで、東京学芸大学教授の永田繁雄先生による講演会を行った。講演会では、子どもたちの悩みや不安を解消するために道徳の果たす役割が大きいこと、今後、学校や保護者はどのようなことに取り組んでいくべきかについて、有意義な提案が多くあった。

小金井教育の日の開催は、学校と保護者、地域が子どもたちを取り巻く現状や課題をお互いに理解し合い、これからの小金井の教育についての意識を一層高めるための貴重な機会となった。

報告は以上である。

鮎川委員長

何かご意見、ご感想はあるか。

福元委員、お願いします。

福元委員長
職務代理者

発表を見ていて、学校の先生たちの研究や子どもの様子をチ知ることができた。また今の教育課題について、講師から話を聞くこともできた。まさに小金井教育の日という感じで、小金井市の教育を改めてみんなで考えようという、いい機会になったのではないかなと思った。大成功だったのではないかという感想を持っている。

以上である。

鮎川委員長

他に感想等いかがか。

渡邊委員、お願いします。

渡邊委員

私はやっぱりSNSとかLINEの部分である。子どもであっても大人であってもレベルはあんまり変わらないと思う。私もあそこまで詳しく危ないものがあるとかわからなかったから、むしろ、中学生に教えていただいたような感じである。そういった意味では、ほんとの教育かもしれない。感想である。

鮎川委員長

ほかにいかがか。

共催は、とても大変だったと思うが、大成功おめでとう。

続いて、報告事項6、平成26年度成人の日記念行事について、
願います。

石原生涯
学習課長

それでは、1月12日、成人の日に市民交流センターで開催された、平成26年度成人の日記念行事についてご報告する。

本年度の成人の対象は、平成6年4月2日から平成7年4月1日
生まれの男女計1,241名の方が小金井市に住民登録のある二十
の方ということになる。出席をいただいたのは、市内の男女が69
1名、市外からの参加が44名で、合計735名の参加があった。
内容等については、皆さんご参加いただいて、ごらんいただいたと
おりである。

課題として、人口の伸びはそれほどではないが、参加する方が増
えていて、市民交流センターの大ホールと小ホールを使っても限界
ぎりぎりの参加者数というところで、来年度、爆発的に人数が多
くなるようであれば、別の会場も考えなければならないといった課題
がある。

以上である。

鮎川委員長

参加者数が増えるとうれしいことのようにだが、課題なのか。

何かご出席された感想、ご意見等あるか。

福元委員、願います。

福元委員長
職務代理者

私は久しぶりに成人式に出席したのだが、結論から言うと、二、
三のちょっと元気な子もいたが、全体に成人式にふさわしい子ども
たちの態度や活動を見ることができた。小金井市は、地域、学校、
家庭を挙げて、子どもをきちんと育ててきているんだなという感想
を持つことができた。ちょっとうれしく、また誇らしく感じた。感
想である。

鮎川委員長

教育長、願います。

山本教育長

福元先生と同じく、大変すばらしい子どもたちでいいと思う。去
年に比べると、一部の5人ぐらいの若者がいきがって大きな声を出

し続けたので、あれについてはもう少し毅然と、あらかじめそういう妨害的なことをする者は会場から出てもらうということを予告した上で、当日出てくれという形で指導したほうがいいかなという感想を持った。

鮎川委員長

ほかにご意見等あるか。

では、続いて、報告事項7、第27回多摩郷土誌フェアについて願うする。

石原生涯
学習課長

それでは、1月17日の土曜日と18日の日曜日の2日間、立川駅の北口にある立川市女性総合センターアィムで開催された第27回多摩郷土誌フェアについてご報告する。

参加された自治体については、27市町、25の市と2つの町になる。入場者数は592名である。販売図書については、別表で示したとおり、66冊、計1万8,700円のお買い上げをいただいた。

ご報告については以上である。

鮎川委員長

何かご質問、ご意見あるか。よろしいか。

では、続いて、報告事項8、第11回野川駅伝について願うする。

石原生涯
学習課長

それでは、1月18日の日曜日、都立武蔵野公園、野川第二調節池で開催された、第11回野川駅伝についてご報告をする。主催は小金井市、小金井市教育委員会、NPO法人黄金井倶楽部である。対象については、市内在住・在勤・在学の小学生以上のチームということである。

参加チームについては、合計で124チーム、985名の参加があった。これについては、申し込みが多数でお断りしたチームもあったそうである。

報告については以上である。

鮎川委員長

何かご意見、感想等あるか。渡邊委員、ごらんいただいでいかかか。

渡邊委員 今年は非常に天気がいいというか、去年に比べて暖かかったということで、選手も非常に走りよかったのではないかと思う。ただ、最初の段階でいろいろ注意をされながら、本番の試合というのか、駅伝を走る前に足をけがしたとかいうことが残念だった。せっかく練習してきて、直前まで頑張ってきたのに本番に出られなかったのは残念であったと思う。

鮎川委員長 福元委員、いかがか。ごらんいただいて。

福元委員長
職務代理者 一生懸命やっているあの姿はいい。応援の人も走る子どもたちと一体になっている。みんながまとまって行事を推進しているように感じる事ができた。よかったなと思っている。
以上である。

鮎川委員長 最後に教育長先生、いかがか。

山本教育長 子どもたちが大人も含めて一生懸命走っているのは、やっぱりいい行事だと思った。それで、学校の先生たちが一部チームをつかって走っていたので、そういうのも広がっていったらまたいいかと思った。

鮎川委員長 では、報告事項9、その他。学校教育部からほかに報告事項があれば報告願う。

天野学校
教育部長 ありません。

鮎川委員長 生涯学習部からほかに報告事項があれば、報告願う。

西田生涯
学習部長 ありません。

鮎川委員長 では、10、今後の日程。今後の日程について報告願う。

中島庶務係長 教育委員会の今後の日程についてご説明する。中学校の卒業式が

3月19日木曜日に各中学校にてとり行われる。教育委員全員のご出席をお願いする。

続いて、小学校の卒業式は3月25日水曜日、各小学校にてとり行われる。教育委員全員のご出席をお願いする。

続いて、平成27年第3回教育委員会定例会が3月27日火曜日、801会議室で開催される。全委員のご出席をお願いする。

続いて、平成27年第1回教育委員会臨時会が4月1日水曜日、801会議室で行われる。全委員のご出席をお願いする。

続いて、平成27年第4回教育委員会定例会が4月14日火曜日、801会議室で行われる。全委員のご出席をお願いする。

続いて、東京都市町村教育委員会連合会平成27年度第1回理事会が4月30日木曜日、自治会館にて行われる。委員長のご出席をお願いする。

向こう3カ月の日程は以上になる。よろしく願います。

山本教育長 3月27日は金曜日ではないのか。

鮎川委員長 3月27日が金曜日というご指摘を今、教育長から。

中島庶務係長 すまない。資料の訂正をお願いする。3月27日金曜日になる。

鮎川委員長 では、以上で報告事項を終了する。

次に、人事に関する議案がある。委員長は、本案は小金井市教育委員会会議規則第10条第1項に規定する事件に該当するため、非公開の会議が相当と判断するが、委員の皆様、異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

鮎川委員長 では、全員異議なしと認め、秘密会を開会する。

準備のため、休憩する。傍聴人の方におかれては、席を外していただくことになるので、よろしく願います。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時05分

鮎川委員長 再開する。

本日の審議は全て終了した。これをもって平成27年第2回教育委員会定例会を閉会する。

閉会 午後3時06分